

納付金及び標準保険料率算定項目の統一の手順・工程表詳細版

R7.3.3作成

		統一項目	統一方針又は検討の方向性	統一の 困難度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～	
					第2期 運営方針 【 $\alpha=1$ 】	第3期運営方針							第4期 運営方針
						$\alpha=0.833$	$\alpha=0.667$	$\alpha=0.500$	$\alpha=0.333$	$\alpha=0.167$	$\alpha=0$		
						市町村標準保険料率統一への移行期間						市町村標準保険料率統一	
市町村個別の 歳入項目	1	高額医療費負担金	・当該負担金は医療費水準に応じて交付されるものであり、令和11年度に納付金算定において市町村ごとの医療費水準を反映しない（ $\alpha=0$ ）こととすることから、 $\alpha=0$ となる令和11年度から保険料収納必要総額（B）算定時に差し引く。	軽微	市町村単位で算定 検討期間 県全体の納付金から減算（B）算定時に減算								
	2	特別高額医療費共同事業負担金	・当該負担金は医療費水準に応じて交付されるものであり、令和11年度に納付金算定において市町村ごとの医療費水準を反映しない（ $\alpha=0$ ）こととすることから、 $\alpha=0$ となる令和11年度から保険料収納必要総額（B）算定時に差し引く。	軽微	市町村単位で算定 検討期間 県全体の納付金から減算（B）算定時に減算								
	3	特別調整交付金（県分：子ども）	・当該交付金は医療費水準に応じて交付されるもの（20歳未満の被保険者数に係る医療費負担増を緩和するために交付）であり、令和11年度に納付金算定において市町村ごとの医療費水準を反映しない（ $\alpha=0$ ）こととすることから、 $\alpha=0$ となる令和11年度から保険料収納必要総額（B）算定時に差し引く方向で検討したい。	小	市町村単位で算定 検討期間 県全体の納付金から減算（B）算定時に減算								
	4	特別調整交付金（医療費関係分）	・当該交付金は医療費水準に応じて交付されるものであり、令和11年度に納付金算定において市町村ごとの医療費水準を反映しない（ $\alpha=0$ ）こととすることから、 $\alpha=0$ となる令和11年度から保険料収納必要総額（B）算定時に差し引く方向で検討したい。	小	市町村単位で算定 検討期間 県全体の納付金から減算（B）算定時に減算								
	5	特別調整交付金（医療費関係以外）	・当該交付金は交付額の予見が困難なことや、事務等の一般財源を充当しているものであるため、（e）算定時に差し引かないこととしているが、国の交付基準に基づく交付となっており取り扱いが揃っていることを踏まえ、令和9年度から可能なものは保険料収納必要総額（B）算定時に差し引くこととし、不可のものは標準保険料率算定の対象外とする方向で検討したい。	中	標準保険料率算定対象外 ※（e）算定時に減算しない 検討期間 統一可能なものは県全体の納付金から減算 ※（B）算定時に減算 統一不可のものは標準保険料率算定の対象外 ※（e）算定時に減算しない								
	6	保険者支援制度（医療分）	・当該繰入は法律に基づくもので、取扱いが揃っていることから、令和8年度から保険料収納必要総額（B）算定時に差し引く方向で検討したい。	小	市町村単位で算定 検討期間 県全体の納付金から減算（B）算定時に減算								
	7	都道府県繰入金（2号分）	・当該交付金は市町村の個別事情により交付されるものであるため、各メニューごとに実情を調査し、また他の統一状況を勘案しながら、令和11年度から統一可能なものは保険料収納必要総額（B）算定時に差し引くこととし、不可のものは市町村個別の歳入項目としつつ保険料に影響しないよう、保健事業費等の財源とする方向で検討したい。	大	市町村単位で算定 検討期間 県全体の納付金から減算 又は市町村個別の歳入項目とする								
	8	保険者努力支援制度（市町村分）	・当該交付金は市町村の個別事情により交付されるものであるため、各メニューごとに実情を調査し、また他の統一状況を勘案しながら、令和11年度から統一可能なものは保険料収納必要総額（B）算定時に差し引くこととし、不可のものは市町村個別の歳入項目としつつ保険料に影響しないよう、保健事業費等の財源とする方向で検討したい。	大	市町村単位で算定 検討期間 県全体の納付金から減算 又は市町村個別の歳入項目とする								
	9	特定健康診査等負担金	・当該負担金の対象となる費用は市町村ごとで取組みに差異があるため、実情を調査し、特定健康診査等に要する費用の統一状況を勘案しながら、令和11年度から統一可能なものは保険料収納必要総額（B）算定時に差し引くこととし、不可のものは市町村個別の歳入項目としつつ保険料に影響しないよう、特定健康審査等事業費の財源とする方向で検討したい。	大	市町村単位で算定 検討期間 県全体の納付金から減算 又は市町村個別の歳入項目とする								
	10	出産育児一時金（法定繰入分）	・繰入の対象費用である出産育児一時金の支給単価が概ね統一されているため、出産育児一時金の統一と併せて令和7年度から保険料収納必要総額（B）算定時に差し引くこととする。 ・なお、算定に使用する法定繰入の額は、出産育児一時金と併せて県が算定することとする。	軽微	市町村単位で算定 検討期間 県全体の納付金から減算（B）算定時に減算								
	11	出産育児交付金	・出産育児一時金を令和7年度から普通交付金の対象とするため、出産育児交付金を普通交付金の財源とする必要があることから、出産育児一時金の統一と併せて令和7年度から保険料収納必要総額（B）算定時に差し引くこととする。	軽微	市町村単位で算定 検討期間 県全体の納付金から減算（B）算定時に減算								

納付金及び標準保険料率算定項目の統一の手順・工程表詳細版

R7.3.3作成

		統一項目	統一方針又は検討の方向性	統一の 困難度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～		
					第2期 運営方針 【 $\alpha=1$ 】	第3期運営方針								第4期 運営方針
						$\alpha=0.833$	$\alpha=0.667$	$\alpha=0.500$	$\alpha=0.333$	$\alpha=0.167$	$\alpha=0$			
						市町村標準保険料率統一への移行期間								
市町村個別の歳入項目	12	法定外繰入金 （決算補填等目的以外）	・繰入の事情は市町村ごとに異なるため、実情を調査し、完全統一に向けた取扱いを勘案しながら、令和11年度から統一可能なものは保険料収納必要総額（B）算定時に差し引くこととし、不可のものは市町村個別の歳入項目としつつ保険料に影響しないような方向で検討したい。	大	市町村単位で算定								県全体の納付金から減算 又は市町村個別の歳入項目とする	
	13	過年度の保険料収納見込み	・市町村ごとに差異があり、かつ予測が困難なことから、統一の基準を設けることが困難なため、市町村個別の歳入項目としつつ保険料に影響しないような方向で検討したい。	大	市町村単位で算定								標準保険料率の算定対象外	
	14	財政安定化支援事業繰入金	・国から繰り出しの基本的な考え方が示されていることから、令和8年度までに繰入基準額の全額又は8割（交付税措置額）を繰り出す取り扱いに統一することを前提に、令和9年度から保険料収納必要総額（B）算定時に差し引くこととする。	中	市町村単位で算定				県全体の納付金から減算（B）算定時に減算					
	15	減額措置対策補助金	・全ての市町村が福祉医療費助成事業を実施しており、交付基準も統一されていることから、今後も全ての市町村が事業を実施することを前提に、令和8年度から当初予算額を保険料収納必要総額（B）算定時に差し引くこととする。	小	市町村単位で算定			県全体の納付金から減算（B）算定時に減算						
	16	その他収入	・市町村ごとに差異があり、また報告市町村も少数であるため、実情を調査し、その他収入として報告する基準を設定したうえで、令和11年度から統一可能なものは保険料収納必要総額（B）算定時に差し引くこととし、不可のものは標準保険料率の算定対象外とする方向で検討したい。	大	市町村単位で算定								県全体の納付金から減算 又は標準保険料率の算定対象外	

納付金及び標準保険料率算定項目の統一の手順・工程表詳細版

R7.3.3作成

		統一項目	統一方針又は検討の方向性	統一の 困難度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
					第2期 運営方針 【 $\alpha=1$ 】	第3期運営方針						第4期 運営方針
						$\alpha=0.833$	$\alpha=0.667$	$\alpha=0.500$	$\alpha=0.333$	$\alpha=0.167$	$\alpha=0$	
						市町村標準保険料率統一への移行期間						
市町村個別の歳出項目	1	保健事業費	・市町村間で取組に差異があることや、医療費適正化インセンティブを引き続き確保する観点から、実情を調査し、令和11年度から統一可能な事業は保険料収納必要総額（B）算定時に加算することとし、不可のものは市町村個別の歳出項目としつつ、保険料以外の市町村独自の財源（統一後も市町村個別の歳入項目とする保険者努力支援制度（市町村分）等）を充当する方向で検討したい。	大	市町村単位で算定						県全体の納付金に加算 又は 市町村個別の歳出項目とする	
	2	出産育児諸費 （出産育児一時金）	・出産育児一時金の支給単価が統一されていることから、普通交付金の支給対象に含めることを前提に、令和7年度から保険料収納必要総額（B）算定時に加算することとする。 ・なお、算定に使用する出産育児一時金の額は、県が基準に基づき算定した額とする。	軽微	市町村単位で算定		県全体の納付金に加算 （B）算定時に加算					
		（出産育児一時金等 直接支払手数料）	・出産育児一時金の医療機関への直接払いに必要な出産育児一時金等支払事務費も出産育児諸費として、普通交付金の支給対象に含めることを前提に、令和7年度から保険料収納必要総額（B）算定時に加算することとする。 ・なお、算定に使用する出産育児一時金等支払事務費の額は、国が定める単価を使用して県が基準に基づき算定した額とする。	軽微	検討期間		県全体の納付金に加算 （B）算定時に加算					
	3	葬祭諸費	・葬祭費の支給単価が統一されていることから、普通交付金の支給対象に含めることを前提に、令和7年度から保険料収納必要総額（B）算定時に加算することとする。 ・なお、算定に使用する葬祭費の額は、県が基準に基づき算定した額とする。	軽微	市町村単位で算定		県全体の納付金に加算 （B）算定時に加算					
	4	条例減免に要する費用	・市町村間の公平性を担保するため、共通の支給基準を設定したうえで、令和11年度から保険料収納総額（B）算定時に加算することとし、普通交付金の支給対象に含める方向で検討したい。	大	市町村単位で算定						県全体の納付金に加算	
	5	特定健康診査等に要する費用	・市町村間で取組に差異があることや、医療費適正化インセンティブを引き続き確保する観点から、実情を調査したうえで、令和11年度から統一可能な事業は保険料収納必要総額（B）算定時に加算することとし、不可のものは市町村個別の歳出項目としつつ、保険料以外の市町村独自の財源（統一後も市町村個別の歳入項目とする特定健康診査負担金等）を充当する方向で検討したい。	大	市町村単位で算定						県全体の納付金に加算 又は 市町村個別の歳出項目とする	
	6	審査支払手数料	・単価が統一されており、既に普通交付金の支給対象になっていることから、令和7年度から保険料収納総額（B）算定時に加算することとする。	軽微	市町村単位で算定		県全体の納付金に加算 （B）算定時に加算					
	7	地方単独事業の減額調整分	・市町村間の取組を調査し、差異がない場合は令和11年度から保険料収納必要総額（B）算定時に加算することとし、差異が大きい場合は市町村個別の歳出項目とし、各市町村において決算補填等目的以外の法定外繰入等を充当し、納付金に加算する方向で検討したい。	大	市町村単位で算定						県全体の納付金に加算 又は 市町村個別の歳出項目とする	
	8	直診勘定繰出金	・直営診療施設を保有する市町村にのみ関係するものであることから、令和9年度から市町村個別の歳出としつつ、保険料を財源とする又は保険料以外の市町村独自の財源（統一後も市町村個別の歳入項目とする特別調整交付金（国保直診施設に係る分）等）を充当する方向で検討したい。	中	市町村単位で算定				市町村個別の歳出項目とする			
	9	審査手数料	・柔道整復・はり灸及びマッサージ以外の療養費を対象とした審査手数料について、実情を調査し、統一可能なものは普通交付金の支給対象に含めることを前提に、令和9年度から保険料収納必要総額（B）算定時に加算することとし、不可のものは市町村個別の歳出項目としつつ、保険料以外の市町村独自の財源を充当する方向で検討したい。 ・なお、算定に使用する審査手数料の額は、県が基準に基づき算定した額とする。	中	検討期間				県全体の納付金に加算 又は 市町村個別の歳出項目とする			
	10	その他基金（積立）	・報告市町村もごく少数であり、金額も軽微であるため、令和8年度から保険料（税）での積立では不可（剰余金での積立では可）とし、標準保険料率の算定対象外とする方向で検討したい。	小	市町村単位で算定				標準保険料率の算定対象外とする			
	11	その他保険給付	・報告市町村もごく少数であり、金額も軽微であるため、令和8年度から標準保険料率の算定対象外とする方向で検討したい。	小	市町村単位で算定				標準保険料率の算定対象外とする			
12	その他支出	・報告市町村もごく少数であり、金額も軽微であるため、令和8年度から標準保険料率の算定対象外とする方向で検討したい。	小	市町村単位で算定				標準保険料率の算定対象外とする				

納付金及び標準保険料率算定項目の統一の手順・工程表詳細版

R7.3.3作成

		統一項目	統一方針又は検討の方向性	統一の 困難度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
					第2期 運営方針 【 $\alpha=1$ 】	第3期運営方針						第4期 運営方針
						$\alpha=0.833$	$\alpha=0.667$	$\alpha=0.500$	$\alpha=0.333$	$\alpha=0.167$	$\alpha=0$	
						市町村標準保険料率統一への移行期間						市町村標準保険料率統一
その他	1	市町村財政調整基金の取り扱い	- 他県の動向や市町村の基金の実情を調査したうえで効率的な基金の取り扱いを設定し、令和11年度から運用することとする。 - 具体的には、基金は市町村ごとの保険給付費の〇%以上は保有すること、積み立てる財源は決算剰余金のみとすること、活用先は保険料抑制以外で、収納不足額への補填や統一後も市町村個別の歳出項目とする事業への活用に限る方向で検討したい。	大	市町村の裁量による活用						県統一基準による活用	
					検討期間・移行期間							
	2	標準的な収納率	- 令和11年度から市町村の納付金額（d）算定時に統一した標準的な収納率を乗じること、標準保険料率の算定時における収納率での割り戻しによって、保険料率に差が生じないようにする方向で検討したい。 - 標準的な収納率の統一により納付金が増加する団体に対し、収納率に応じたインセンティブを実施する方向で検討したい。	大	市町村ごとの標準的な収納率を設定						統一した標準的な収納率を設定	
					検討期間							